

第18号議案関係資料

「品川区営住宅条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

民法改正に伴い、5%とされていた法定利率が3%に引き下げられたため（民法第404条。法定利率については3年ごとに見直し）、区営住宅の明渡請求等の際に徴収する利息（延滞金）に関する規定の見直しを行う。

2. 改正内容

区営住宅の明渡請求等の際に徴収する利息（延滞金）の利率を年5パーセントから法定利率に改める。（本条例第33条第3項関係）

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 施行期日

令和2年4月1日

新旧対照表

○品川区営住宅条例

新	旧
<p>○品川区営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月12日 条例第39号</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第33条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、一般区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により入居したとき。</p> <p>(2) 正当な事由がなく使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な事由がなく1月以上一般区営住宅を使用しないとき。</p> <p>(4) 一般区営住宅または共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>(5) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。</p> <p>(6) 第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項および第20条の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前号に掲げるもののほか、この条例またはこれに基づく区長の指示命令に違反したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が一般区営住宅の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該一般区営住宅を明け渡さなければならない。この場合、使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p>	<p>○品川区営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月12日 条例第39号</p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第33条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、一般区営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により入居したとき。</p> <p>(2) 正当な事由がなく使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 正当な事由がなく1月以上一般区営住宅を使用しないとき。</p> <p>(4) 一般区営住宅または共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>(5) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。</p> <p>(6) 第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項および第20条の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前号に掲げるもののほか、この条例またはこれに基づく区長の指示命令に違反したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が一般区営住宅の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該一般区営住宅を明け渡さなければならない。この場合、使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p>

別紙

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第33条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。</u></p>	